

# 包 括 連 携 協 定 書

国立大学法人琉球大学（以下「甲」という。）と中城村（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

## （目的）

第1条 甲と乙は、包括的な連携のもと相互に協力し、地域社会の発展と人材育成及び学術の振興に寄与することを目的として協定を締結する。

## （連携の範囲）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携・協力するものとする。

- (1) 地域づくり・まちづくりの推進に関すること
- (2) 地域の特産など地域資源を活用した観光振興や産業振興など地域経済の発展に関すること
- (3) 環境の保全及び防災対策の推進に関すること
- (4) 保健・医療・福祉の向上に関すること
- (5) 教育・学術・文化の振興、生涯学習の推進に関すること
- (6) ボランティア活動プログラムの実施に関すること
- (7) その他相互が協議の上連携協力することが必要と認められる事項に関すること

## （連絡調整並びに連携推進）

第3条 本協定を円滑に実施するため、琉球大学・中城村連携推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置することができる。また、具体的な取り決めが必要となる場合は、別途協議の上、覚書を締結するものとする。

2. 協議会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

## （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、さらに1年間有効とし、その後も同様とする。

## （その他）

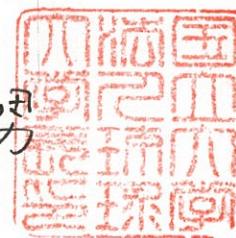
第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年6月17日

甲 国立大学法人琉球大学長

三 文 裕



乙 中城村長

洪田多川  
沖縄県中城  
頭郡中城  
村長之印

